市町村議会で議決した意見書等（令和３年９月）

令和3年9月14日現在

No.	市 町 村 名	件名	議決年月日	頁
1	金 ケ 崎 町	選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書	R3.9.10	1
2	金 ケ 崎 町	さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数の改善と義務教育費国庫負担割合2分の１復元に係る意見書	R3.9.10	2
3	金 ケ 崎 町	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	R3.9.10	3

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】令和３年９月 10 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　法務大臣 【件　　　名】選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書 夫婦が望む場合には、結婚後もそれぞれ結婚前の氏（姓）を称することを認める選択的夫婦別姓制度が1996年に法制審議会により答申され、すでに四半世紀を迎えます。 2015年12月、最高裁判所は、夫婦同姓規定自体は合憲と判断し、同時に選択的夫婦別姓については「合理性がないと断ずるものではない」と言及し、制度の在り方については、「国会で論じられ、判断されるべき」としました。 多くの国民が切実な思いで法改正を待ち望んでいる中、2020年12月25日に閣議決定された第５次男女共同参画基本計画では、「選択的夫婦別姓」の文言が削除されました。「旧姓使用」の拡大の方針が示されましたが、法的行為、海外渡航、登記等の連続性などにおいて、法的根拠のない旧姓使用は不可となる場合が多いのが現状です。 また、近年は初婚年齢が上昇し、男女ともに生まれ育った氏名（姓）で社会の信用、実績、資産等を築き初婚を迎えるケースも多く、改姓時に必要な事務手続きは確実に増えており、戸籍姓でのキャリア継続を望むが故に事実婚を選択する夫婦も少なくないとみられます。 2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%で、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかにされています。特にも30歳から39歳までの年齢層では、賛成・容認の割合は84.4%にものぼっています。 選択的夫婦別姓制度は、家族で同じ姓のほうが一体感が深まると考える人たちは、従前どおり夫婦同姓で結婚でき、夫婦別姓が必要な人たちは別姓を選べるようにする制度です。男女が改姓による不利益を案ずる事なく結婚・出産をし、老後も法的な家族として支え合える社会を実現する事にも繋がるものです。 よって、金ケ崎町議会は、国に対して速やかに民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】令和３年９月 10 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣 文部科学大臣　内閣官房長官 【件　　　名】さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数の改善と義務教育費国庫負担割合２分の１復元に係る意見書 令和２年度末に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が段階的に３５人に引き下げられたことは、教育現場が長らく求めてきた制度の実現であり、これまで各自治体が意見書提出を継続してきた成果だと言えます。しかし、定数増への対応は加配定数からの振替であり、実質的な教職員定数増となっていません。また、中学校・高等学校において３５人学級の早期実施はもちろんのこと、よりきめ細かな教育の実現をめざすには３０人以下学級の実現が不可欠です。 この間、義務教育費国庫負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられたことで、各自治体における財政状況によって、義務教育費への影響の可能性が高まり、自治体間の教育格差が危惧されてきました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、国の施策として十分な財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国が果たすべき役割です。 学校現場では、感染症対策による消毒作業や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が依然として山積しており、子どもたちとしっかりと向き合い、意欲と情熱をもって教育に専念するための時間を十分に確保することが困難な状況です。こうした中、ゆたかな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、さらなる少人数学級の実現と教職員定数改善、そして義務教育費国庫負担率の引上げが不可欠です。 こうした観点から、令和４年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く求めます。 記 １　中学校・高等学校での３５人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。 ２　学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、自治体が「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。 ３　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】令和３年９月 10 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣 経済産業大臣　内閣官房長官　経済再生担当大臣 【件　　　名】コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。 地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠です。 よって、国においては、令和４年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。 記 １　令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。 ２　固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。 ３　令和３年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。 ４　令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。 ５　炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。